

# 遠野盆地

Tono-Bonchi



令和5年9月  
No.36

きくち まさみつ  
菊池 政光さん (42歳)

遠野市小友町

岩手県立遠野高等学校を卒業後に装蹄師の学校へ進み、装蹄資格を取得して地元に戻ってきました。現在では、馬50頭、牛200頭を飼育しています。

小さい時から馬が大好きで、主に馬の方に情熱をかけ、畜産業を盛り上げたいと駆けめぐる日々です。

遠野市農業委員会だより  
No.36 2023年9月21日発行

編集/遠野市農業委員会だより編集委員会  
発行/遠野市農業委員会

〒028-0592 遠野市中央通り9番1号

電話0198-62-2111

ホームページ  
<https://www.city.tonoiwate.jp/>

家族のルール、話し合ってみませんか？

## 家族経営協定



### 家族経営協定とは？

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていくことです。

### 活用できる制度上のメリット

#### ① 認定農業者制度を活かす時に

配偶者や後継者が、農業経営内で実質的に「共同経営者」となっている場合には、認定農業者制度のもとで、「夫婦共同申請」や「親子共同申請」を行うことができます。

#### ② 農業者年金の有利な加入を図る時に

農業者年金には、青色申告を行う認定農業者等と家族経営協定を締結する配偶者や後継者に対し、保険料の国庫補助が受けられる制度があります。

#### ③ 農業次世代人材投資資金を夫婦2人で活用する時に

夫婦2人で就農したケースにおいて、夫婦相互に共同経営者であることを明記し、家族経営協定を締結すると通常年間最大150万円の給付に対して、夫婦2人で、その1.5倍の年間最大225万円の交付を受けることができます。

#### ④ 制度資金を借りる時に

家族経営協定の締結に基づき、配偶者や後継者も自分名義で農業近代化資金や経営体育成強化資金等の融資を受けられる仕組みがあります。

### 締結している方のアンケート結果

今後の推進活動の参考とするため、令和4年度に、無作為に選んだ既締結者33名を対象に、アンケートを行いました。その結果、締結の効果として、

- ・農業経営や働き方・暮らし方について話し合うきっかけになった(13人)
- ・家族の考えが明確になり将来の目標が定まった(8人)
- ・就労条件がはっきりし働きやすくなった(6人)

といった意見を聞くことができました。

令和5年3月末現在で、290世帯が締結しています。



### 農業委員ひろし

佐々木義弘会長職務代理者

(小友町)



昨年の6月から会長職務代理者として活動しています。初農業委員当時は各団体の推薦委員が複数あり、私も平成21年度の改選で議会推薦により委員となりました。その後選任方法が変わりましたが現在に至っております。就任当時は、畜産・水稲・野菜栽培等が盛んで中山間地域でも、遊休農地が少ない状況でしたが、近年はいろいろな要素が重なり、耕作条件が良い平場でも遊休農地が増加しています。このような中、農地の集約化、農業耕作者の確保・育成などを目指す改正農業経営基盤強化促進法が本年4月に施行されました。2年後の令和7年3月までに、農業の在り方について地域の農業者等の話し合いにより、目標地図を記載した地域計画を策定しなければなりません。これまで地域計画(目標地図)に係る検討会を各地区で開催し、農地1筆ごとの耕作者を聞き取りながら現状地図を作成しています。

### 編集後記

「遠野盆地」No.36をお届けいたします。表紙には市内の意欲ある、農業の担い手の方々を紹介しています。また、皆様に役に立つ最新情報は何かなどを考えながら編集していますが、意見や要望、感想などをお寄せいただければ幸いです。暑い日が続いており、農作物への影響が懸念されますが、実り多き年であることと、新型コロナの終息を願うばかりです。

(編集委員 多田登)

中、生産資材の高騰などの影響により、特に中山間地域の離農者が増加傾向にあります。しかし、守るべき農地を守るためには概ね10年後に目指す農地利用状況を明確にした目標地図の素案を作成しなければなりません。地域の農地・農業を守っていくのは「私たちの責務」です。今後各地区で地域農業の将来の在り方についての検討会を開催いたします。皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。



# 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割について

## 農地の権利移動の許可

農地の売買・貸借等による権利移動には、農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要です。権利移動の許可申請書が提出されたら、農業委員会総会（毎月開催）の前までに地域の農業委員、農地利用最適化推進委員が現地調査を行います。総会で審議し、許可の可否を決定した上で、申請者に許可書を交付します。

## 農地転用の意見送付

農地を農地以外に転用する場合（農地法第4条）、農地を買ったり、借りたりして転用する場合（農地法第5条）には、農業委員会を経由して県知事の許可が必要です。

転用の許可申請書が提出されたら、総会で審議し、農地転用許可基準からみた意見を決定し県知事等に送付します。この場合、意見を決定する前に、30アール超の転用案件については、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く必要があります。

## 農地の利用状況調査

毎年6月～7月頃に、市内の農地の利用状況を調査します。農業委員、農地利用最適化推進委員が農地の利用状況を調査します。まずは目視で確認し、遊休化している可能性のある農地はさらに詳しく確認を行い、記録します。



## 農地等の利用の最適化の推進

**農地利用の最適化 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進**

- 地区農地の現況把握
- 農地パトロール
- 農家の意向調査
- 貸し手と受け手の調整
- 連携

農地利用最適化推進委員 定例の推進会議 農業委員

# 農業経営基盤強化促進法等の改正について

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等が改正され、令和5年4月1日に施行されました。改正の主な内容は次のとおりです。

## 1 地域計画の策定

地域における農業の将来のあり方等について協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」を策定することとなります。地域計画には、「目標地図」の素案作成が含まれており、令和7年3月までに策定することとなっています。

## 2 目標地図の作成

地域計画に併せて作成する目標地図は、概ね10年後に目指すべき姿を地図に表示するものであり、農用地一筆ごとの耕作者を記載します。

目標地図の素案の作成は、地域の農業者や関係機関と協力して作成することとなっております。順次各地域で検討会等を開催しておりますので、ご協力をお願いします。

## 3 農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画に変更

これまでの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法による貸借（出し手→受け手）と農地中間管理事業による貸借（出し手→農地中間管理機構→受け手）と2種類ありました。

これからは農用地利用集積等促進計画に変更となり、農地中間管理事業による貸借に統合されます。なお、令和5年4月から2年間は経過措置期間（地域計画を策定するまでの間）が設けられています。

# 令和5年度 農地パトロールを実施

今年度も、熱中症予防や蜂刺さしなどの対策として早目に実施することとし、6月26日に農地パトロール出発式を開催、6月30日～7月10日まで市内全域で農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

農業委員、農地利用最適化推進委員、市農業再生協議会構成員、農業委員会事務局職員が連携し、延べ72人が調査を行いました。調査の結果で、再生利用が可能な農地（区分1・2）の所有者には農地利用の推進（利用意向調査）活動を行います。また、再生利用が困難な農地（区分5）の所有者に対しては非農地と判断してよいかなどの意向調査を行い、了承を得て非

農地通知を交付します。この場合、所有者は法務局で登記地目を「田」から「原野」または「山林」に地目変更する手続きをする必要があります。

農地パトロールで目についたのは、昨年は水稲作付されている水田が、今年は作付されず放置されている水田が多く見受けられたことです。作付できない事情がある場合は、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員または、農業委員会事務局にご相談ください。農地は食糧生産、自然環境の保全、治水等の役割を果たしています。農村の大切な資源である農地を耕作放棄しないようにみなで管理していきましょう。

令和5年度農地パトロール  
（利用状況調査）  
調査結果（市内全域集計・速報値）

令和5年7月25日現在

区分	筆数	面積
区分1 荒廃度が低度	29筆	28,488㎡
区分2 荒廃度が中度	31筆	50,185㎡
区分5 再生利用が困難	176筆	340,766㎡
前年度区分1・2から再生	4筆	2,784㎡
合計	240筆	422,223㎡



農地パトロールの様子（青笹地区）

# 農地に関する相談ごとはありませんか？

## 農地相談会を開催します

各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が、農地の貸し借りや名義変更（売買・贈与）、農地以外への地目変更など、農地に関するご相談をお聞きします。

- 費用 無料
- 申込 不要
- その他 相談する農地の地番等がわかる資料（固定資産明細書等）をご持参ください。
- 問合せ 市農業委員会事務局 ☎62-2111（内線454）

開催日	地区	会場	時間
11月27日（月）	青笹	青笹地区センター	13:30 ～15:30
	宮守	宮守総合支所	
11月28日（火）	遠野	遠野市役所とびあ庁舎	
	小友	小友地区センター	
11月30日（木）	上郷	上郷地区センター	
	土淵	土淵地区センター	
12月1日（金）	綾織	綾織地区センター	16:00 ～18:00
	附馬牛	附馬牛地区センター	13:30
12月4日（月）	松崎	松崎地区センター	～15:30

## 農業者年金で老後の安定を考えませんか？

農業者年金は、農業者のための国民年金の上乗せの公的年金です。

- 農業者年金の6つのポイント**
- ① 保険料は全額社会保険料控除
  - ② 終身年金。80歳前に亡くなられた場合でも、死亡一時金が遺族へ支給
  - ③ 保険料の額は自由（月額2万円～6万7千円）に変更できる ※35歳未満で政策支援の対象とならない方は1万円
  - ④ 加入・脱退も自由
  - ⑤ 積立方式・確定拠出型で安心
  - ⑥ 認定農業者などの担い手には保険料の国庫補助あり
- 加入条件はこれだけ
- ・ 国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
  - ・ 年間60日以上農業に従事
  - ・ 20歳以上60歳未満の方

問合せ 市農業委員会事務局 ☎62-2111

（内線456）

**全国農業新聞**

購読料月700円。月4回毎週金曜日に郵送でお届けします。お申し込みは各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお願いします。